介護サービス利用の流れ

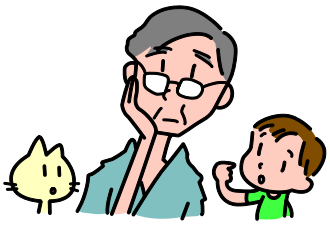

介護保険を利用したい場合、要介護認定が必要です。認定申請に行けないなどの場合は、地域包括支援センター等が代行いたします。

認定申請をします（保健福祉センター内健康福祉課）

医師の意見書

かかりつけの医師に疾病や心身の状態について意見を求めます。

認定調査

調査員が家庭などを訪問し、心身の状態などを実際に調査します。

介護認定審査会が**審査判定**をします

要 介 護 認 定

（結果は原則として申請日から３０日以内に通知します。）

自立（非該当）と認定された方

非該当の方でも利用できるサービスもありますので、困ったことがありましたら、地域包括支援センターにご相談ください。

要介護１～５と認定された方

居宅介護支援事業所へ連絡してください。

居宅介護支援事業所のケアマネジャーに、サービス利用計画書の作成や施設入所の手続きなどを依頼してください。

紹　介

施設サービスを利用する

介護サービス利用計画の作成

心身の状況や本人・家族の希望を聞きながら計画を作成します。作成費用は全額保険から給付され負担はありません。

居宅サービスの利用

要支援１，２と認定された方

地域包括支援センターへ連絡してください。

サービス利用計画書作成依頼をしてください。

介護予防サービス利用計画の作成

心身の状況や本人・家族の希望を聞きながら計画を作成します。負担はありません。

介護予防サービスの利用

介護保険のお問い合わせ・受付窓口は、
健康福祉課　介護保険係へ　　電話：（０２５８）６１―１３５０